

知的財産セミナー in アキバ 第2回

コンテンツクリエイターに役立つ著作権の基礎知識

著作権は著作物を創った時点で制作者（著作者）に自動的に権利が発生するという点で、登録により権利が発生する特許などの産業財産権とは異なる無方式主義の権利です。

又著作権は様々な権利で構成され財産権にあたる複製権、公衆送信権、翻案権などがあり、さらに人格権まである権利の集合体です。

従ってコンテンツクリエイターにとって自分たちが創った作品（成果物）がどのような権利で保護されているのか理解することが重要と考えます。

又コンテンツビジネスにおいてイラスト等コンテンツ制作の依頼を受けた場合、発注者との契約内容が著作権の帰属に大変重要な役割をします。

そこで今回は著作権制度の基礎的な説明に加え、著作物の知財保護を含めコンテンツクリエイターにとって著作権の基礎知識を判例を交えて深めて頂きます。

日時	平成22年9月14日（火） 午後2時～5時（受付開始：午後1時30分～）		
会場	(財)東京都中小企業振興公社 3階第1会議室 (東京都千代田区神田佐久間町1-9 産業労働局秋葉原庁舎) 「秋葉原駅」徒歩1分 ※裏面地図ご参照		
内容	○知的財産権の概要 ○著作権の権利体系 ○著作者人格権と著作財産権 ○著作物の種類 ○著作権と所有権 ○キャラクターの知財保護 ○著作権契約のポイント等 ☆関連判例紹介		
対象	都内中小企業・ベンチャーの方で、コンテンツビジネスにおける著作権について学びたい方		
講師	東京都知的財産総合センター 知的財産アドバイザー 田島 英行		
定員	100名（定員になり次第締め切ります）	参加費	無料

◆申込方法◆

裏面の申込書にご記入の上、FAX(03-3832-3659)でお送りください。

当センターホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>)からも申込み可能です。

※参加可能連絡、及び受講証は発行いたしません、満員でお断りする場合はご連絡致します。

お申込・問い合わせ先：東京都知的財産総合センター 福永篤志・加藤 電話：03-3832-3656

東京都知的財産総合センターは、東京都が設立し、(財)東京都中小企業振興公社が運営している機関です。

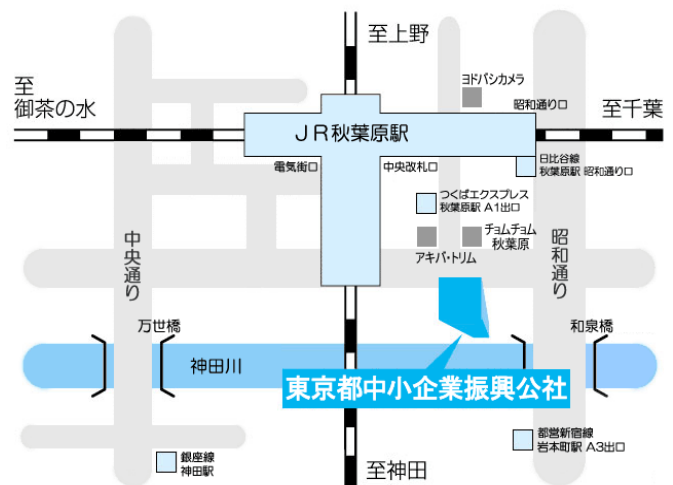
9/14(火)

コンテンツクリエイターに役立つ著作権の基礎知識

FAX番号 03-3832-3659

企業名		部署名	
役職		出席者名	
所在地	〒 -		
TEL		FAX	
E-mail	@		
資本金	万円	従業員	名 業種

(複数名お申込の場合は本申込書をコピーしてご利用ください)



JR「秋葉原駅」中央改札口徒歩1分

東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」徒歩3分

つくばエクスプレス(TX)「秋葉原駅」A1出口徒歩1分

都営新宿線「岩本町駅」A3出口徒歩5分

■申込者情報のお取り扱いについて■

利用者 (財)東京都中小企業振興公社(東京都知的財産総合センター)

利用目的 1 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

2 各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記2を希望されない方は当該事業担当者までご連絡ください。

※個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、公社ホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp>)より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。